

夜勤看護従事者に対する タクシー代全額支給を勝ち取る！

医療現場からの長年の要求である「夜勤看護従事者に対するタクシー全額支給」を勝ち取ることができました。

(詳細下記:福祉局からの通知より抜粋)

衛生局支部は今後も職場の労働条件改善について、職場からの要求をまとめ、皆さまとともに闘います。

夜間看護従事者のタクシー利用料金の支給に係る取扱いについて(通知) このことについて、夜間看護従事者のタクシー利用料金(以下「タクシー代」という。)の支給に係る取扱いを下記のとおり定めたので通知します。これに伴い、「夜間看護従事者に対するタクシー代支給要綱(平成20年3月31日付19福保総職第3532号)」(以下「要綱」という。)は、廃止します。

記

1 **趣旨** 要綱による夜間看護従事者に対するタクシー代の支給は、夜間の勤務を終了し帰宅する際又は夜間の勤務に登庁する際にタクシー以外の交通機関が利用できない者に対して、職員の福利厚生向上を図ることを目的として、昭和49年2月1日から実施してきたが、上限額を設定しているため一部自己負担が生じていた。この自己負担を解消するため、職員の福利厚生向上を図ることを目的とする当該要綱を廃止し、夜間の勤務を終了し帰宅する際又は夜間の勤務に登庁する際にタクシー以外の交通機関が利用できない者に対するタクシー代は、その全額を支給することとする。

2 **施行年月日** 令和 5年 9月 1日

3 **支給対象** タクシー代の支給を受けられる者は、別表に定める事業所に勤務する看護職員(以下「職員」という。)であって、次の各号に定める場合でタクシー以外の交通機関が利用できない者とする。(1) 夜間の勤務を終了し、帰宅する場合 (2) 夜間の勤務に登庁する場合

4 **支給基準** タクシー代の支給金額は、最も合理的な経路により利用した料金とする。

5 **請求方法** タクシー代の支給を受けようとする職員は、所属長が定める様式に使用者名、乗車区間、金額等を記入し領収書を添付の上原則として利用した日から3日以内に所属長に請求するものとする。

6 **支給方法** 所属長は、5の請求に基づき、当該職員にタクシー代の支給を行うものとする。

7 **支給の停止等** 職員がこの通知に違反してタクシーを利用した事実が判明したときは、所属長は、当該職員に対するタクシー代の支給を停止するとともに、既に支給した利用料金の返還を求めることができる。

8 **委任** この通知に定めるもののほか、夜間看護従事者に対するタクシー代の支給に関して必要な事項は所属長が別に定める。

以上

別表 事業所名 北療育医療センター 府中療育センター

組合へ加入して要求を実現しましょう!

ご連絡は
衛生局支部
まで!

